

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

平成21年1月23日付け白馬村地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線
乗合型デマンドタクシーによる基軸路線
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

運行系統				運送の区間
No.	起点	主な経由地	終点	
1	新田	白馬町等	佐野	南方面行き
2	佐野	白馬町等	新田	北方面行き

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
村内全域1乗車300円
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用する期間	・通年とし、土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日を除く。
区間	・基軸路線を基本とした村内全域
その他の条件	・特になし

平成21年 月 日

白馬村地域公共交通会議
会長 太田 紘 熙 印